

観光立国推進基本計画

平成 1 9 年 6 月

この計画は、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）第 10 条第 4 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

第 1	観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針	
1	はじめに	1
2	基本的な方針	1
3	計画期間	2
第 2	観光立国の実現に関する目標	
1	観光立国の実現のための基本的な目標	3
2	「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標	4
3	「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標	5
4	「国際観光の振興」に関する目標	6
5	「観光旅行の促進のための環境の整備」に関する目標	7
第 3	観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	
1	国際競争力の高い魅力ある観光地の形成	
(一)	国際競争力の高い魅力ある観光地の形成	10
	地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による 観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	10
	宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設 及び公共施設の整備	12
(二)	観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の 形成	15
	文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	15
	歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	16
	優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	16
	良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発	17
	温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び 開発	17
(三)	観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	22
	国際交通機関の整備	22
	国際交通機関に関連する施設の整備	23
	国内の幹線交通に係る施設の整備	24

国内の地域交通に係る施設の整備	24
2．観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	
(一) 観光産業の国際競争力の強化	25
(二) 観光の振興に寄与する人材の育成.....	26
観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の 充実	26
観光事業に従事する者の知識及び能力の向上	27
地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進	28
3．国際観光の振興	
(一) 外国人観光旅客の来訪の促進.....	29
我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信	29
国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に 関する情報の提供	32
国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の 促進	33
外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サー ビスの向上その他の外国人観光旅客の受入れ体制の確保等	34
(二) 国際相互交流の促進	38
外国政府との協力の推進	38
我が国と外国との間における地域間交流の促進	39
青少年による国際交流の促進	40
4．観光旅行の促進のための環境の整備	
(一) 観光旅行の容易化及び円滑化	41
休暇の取得の促進	41
観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和	41
観光に係る消費者の利益の擁護	42
観光の意義に対する国民の理解の増進	42
(二) 観光旅行者に対する接遇の向上	43
接遇に関する教育の機会の提供	43
旅行に関連する施設の整備	43
我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の 紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の 開発	44
(三) 観光旅行者の利便の増進	45
高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者 が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれ	

らの利便性の向上	45
情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	47
（四）観光旅行の安全の確保	48
国内外の観光地における事故、災害等の発生に関する 情報の提供	48
観光旅行における事故の発生の防止	50
（五）新たな観光旅行の分野の開拓	52
ニューツーリズムの創出・流通	52
各ニューツーリズムの推進	52
（六）観光地における環境及び良好な景観の保全	55
観光地における環境の保全	55
観光地における良好な景観の保全	57
（七）観光に関する統計の整備	58
第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項	
1．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化	60
2．政府が一体となった施策の推進	61
3．施策の推進状況の点検と計画の見直し	61
4．地域単位の計画の策定	61

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

1. はじめに

観光立国の実現は、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に定められているとおり、地域経済の活性化、雇用の機会の増大、国民の健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造、国際相互理解の増進等の意義を有するものである。

同法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ここに観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとする。

2. 基本的な方針

この基本計画においては、観光立国推進基本法の規定にしたがい、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備について、具体的な目標を掲げるとともに、政府が講ずべき施策等について定めている。

これらの施策については、特に以下の方針に基づいて推進することとする。

第一に、観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大させるとともに、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展させていく。

国民の観光旅行の促進は、国民が健康的でゆとりのある生活を実現する上で必要不可欠なものである。また、世界に例を見ない水準の少子高齢社会において活力に満ちた地域社会を実現していくためには、日本人・外国人を問わず、我が国において観光による交流人口を拡大していくことが極めて重要である。

第二に、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく。

観光立国の実現に向け、観光の発展を一過性の現象にとどめないためには、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重すること、地域固有の観光資源を保全、育成しつつ、適切に活用していくこと、観光地におけ

る環境保全に十分配慮することが極めて重要である。

第三に、観光の発展を通じ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現していく。

観光産業は多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供するものであり、観光の発展は地域固有の伝統、文化、歴史などの魅力を輝かせるものであることから、それらの優れた特質を地域社会の発展のために最大限生かしていくことが重要である。

第四に、観光の発展を通じ、国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく。

21 世紀の地球的規模での大交流時代の到来や文化交流の高まりに対応するためには、文化力、知力や情報力に根ざしたソフトパワーを高めることが不可欠であり、観光の発展を通じて、内外の人々や企業等を惹きつける磁力を強化していくことが重要である。

3．計画期間

この基本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、今後 5 年間を対象として策定する。

第2 観光立国の実現に関する目標

「第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針」にしたがって観光立国を実現するに当たっては、多様な関係者による積極的な取組が必要となる。このため、観光立国を進める上で、この基本計画の期間中における代表的かつ分かりやすい目標を以下のとおり具体的に定めることとする。

1. 観光立国の実現のための基本的な目標

観光立国の実現の歩みを概括的に示すものとして、以下を基本的な目標とする。

- 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。

【平成18年：733万人】

- 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。^(*1)

【平成17年：168件】

(*1) 平成23年の開催件数を252件以上とする。

- 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。

【平成18年度：2.77泊】

- 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。

【平成18年：1,753万人】

- 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。

【平成17年度：24.4兆円】

２．「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に関しては、良好な景観の形成や各種の観光資源の保護・活用、関係者の連携による魅力ある観光地づくりへの取組や魅力の発信、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備等を推進し、日本人の国内旅行や外国人の訪日旅行を促進する必要がある。以下では、全国的な観点から設定すべき目標を定めることとする。

○ 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組を奨励するとともに、他の参考となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

○ 良好な景観の形成について、景観法に基づき、市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定等を推進し、社会資本整備重点計画に目標が掲げられた場合、それを達成する。また、重要文化的景観の保全に関する活動を奨励する。さらに、道路の無電柱化率を平成 19 年度までに 15% に高めることを目標とし、電線類の地中化等を進める。(*1)

【平成 17 年度：道路の無電柱化率 11%】

(参考) 平成 19 年度当初：景観計画を策定している景観行政団体数 44

(*1) 道路の無電柱化率は、社会資本整備重点計画(平成 15 年 10 月 10 日閣議決定)において設定された指標であり、社会資本整備重点計画に変更があった場合には、これも同様に変更されたものとみなす。

○ 東京国際空港(以下「羽田空港」という。)について、新たに四本目の滑走路を平成 22 年 10 月末までに整備する。成田国際空港(以下「成田空港」という。)について、平行滑走路を平成 21 年度末までに延伸する。関西国際空港について、二本目の滑走路を整備し、完全 24 時間空港として活用を図る。また、すべての国際拠点空港と都心部の間のアクセス所要時間を平成 22 年度までに 30 分台にすることを目指し、鉄道の整備を進める。さらに、平成 19 年度までに拠点的な空港・港湾への道路アクセス率を 68% とし、隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合を 77% とし、道路渋滞による損失時間を 38.1 億人時間から約 1 割削減することをそれぞれ目標とし、道路の整備を進める。(*2)

【平成 17 年度：アクセス率 66%、改良済みの国道 74%、損失時間約 8% 削減】

(*2) 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率、隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合、道路渋滞による損失時間は社会資本整備重点計画(平成 15 年 10 月 10 日閣議決定)において設定された指標であり、社会資本整備重点計画に変更があった場合には、これらも同様に変更されたものとみなす。道路渋滞による損失時間 38.1 億人時間とは、平成 14 年度の数値。

3. 「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標

観光産業の国際競争力の強化に関しては、我が国の観光産業が内外からの旅行者等から評価されるサービスを提供することにより、国内における観光に関する消費を拡大させ、観光産業がさらに我が国の経済社会に貢献するものとなる必要がある。

また、観光の振興に寄与する人材の育成に関しては、将来にわたって我が国の観光の発展が持続可能なものとなるよう、その教育を充実させる必要がある。このため、以下の目標を定めることとする。

[再掲]

- 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成 22 年度までに 30 兆円にすることを目標とする。

【平成 17 年度：24.4 兆円】

- 観光産業の高度化を図るため、観光関係学会等の活動の充実を奨励するとともに、高等教育段階において観光の振興に寄与する人材の育成を促進する。

(参考) 平成 18 年度：大学の観光関係学部・学科の定員：約 3,000 人

- 観光マネジメントの強化を図るため、関係業界と連携しつつ、観光関係業種における技能評価・資格制度の導入を奨励することにより、観光事業従事者のインセンティブの向上等を図る。

【平成 18 年度：4 業種 8 件】

- 通訳案内士の登録人数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 15,000 人（地域限定通訳案内士を含む）とすることを目標とする。また、ボランティアガイドの数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とすることを目標とする。

【平成 18 年：通訳案内士 10,241 人、ボランティアガイド 31,301 人】

4. 「国際観光の振興」に関する目標

国際観光の振興に関しては、我が国を来訪する外国人旅行者数を国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとする必要があること、外国人旅行者の受け入れ体制を確保する必要があること、また、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために重要な役割を果たしていることに鑑み、以下の目標を定めることとする。

[一部再掲]

- 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。
そのため、ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化を図ることとし、その際、市場のニーズに的確に対応して、我が国の自然、歴史、伝統、食文化、ポップカルチャー、産業等の豊かな観光資源の発信を強力に展開する。

【平成 18 年：733 万人】

[再掲]

- 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。(*1)

【平成 17 年：168 件】

(*1) 平成 23 年の開催件数を 252 件以上とする。

- 我が国の学校等を訪れ児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指すなど、我が国青少年の国際交流を推進する。

【平成 16 年度：4 万人】

- 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にすることを目標とする。(*2)

【平成 18 年 10 月：成田空港では約 28 分】

(*2) 出入国管理及び難民認定法に基づき、平成 19 年秋に、外国人が上陸審査を受ける際に指紋等の個人識別情報を電磁的方式によって提供することが義務づけられることとなっている。

- 外国語での対応が可能な「ビジット・ジャパン案内所」を平成 23 年度までに 300 ヶ所に倍増することを目標とする。

【平成 18 年度末：155 ヶ所】

- 博物館、美術館、国立公園のビジターセンター等の主要な観光施設のうち、国・独立行政法人が設置したものの全てについて案内・表示を複数言語で行うこととし、その他の主体が設置したものについても複数言語化を奨励する。(*3)

【平成 17 年度：39%】

(*3) 主要な観光施設とは、登録博物館・博物館相当施設と、国立公園の博物展示施設を指す。

[再掲]

- 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。

【平成 18 年：1,753 万人】

- 発展途上国等の観光振興に協力する観点から、日本人海外旅行者の戦略的なディスティネーション開発を奨励する。(*4)

(*4) 旅行業界で平成 18 年度に実施した海外ミッション等の件数は 16 件。

- 諸外国との観光交流年等を毎年 2 件程度設定することを目標とし、諸外国との相互交流の拡大を目指す。

【平成 17 年度：1 件、平成 18 年度：3 件】

- 航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築を図るとともに、羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の 24 時間化を図る。

5. 「観光旅行の促進のための環境の整備」に関する目標

観光旅行の促進のためには、国民が観光旅行を楽しむことのできる環境の整備が必要である。このため、観光の意義に対する国民の理解の増進に努めるとともに、観光旅行の容易化及び円滑化、観光旅行者の接遇の向上を含む旅行者の利便の増進、新たな旅行分野の開発等が重要である。

このため、以下の目標を定めることとする。

- 有給休暇の取得を促進し、取得率の向上を目指すとともに、企業等の優れた取組の紹介等を行う。

【平成 17 年：47.1%】

- 小・中学校の秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業など、学校休業の多様化と柔軟化を進める。

【三学期制以外の学期制を採用している学校の割合

平成 16 年度：小学校 9.5%、中学校 10.5%

平成 17 年度：小学校 14.0%、中学校 15.3%】

- 国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るための広報活動を行って、国民全体の意識喚起を図るとともに、地域の魅力や観光の意義に関する子供たちの理解を増進するための活動を奨励する。

【平成 18 年度：必要な教材を作成している事例 2 件（宮崎県、沖縄県）】

- 観光関係功労者を表彰する制度について、平成 20 年度までに対象を拡大する。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、旅客施設・車両等、道路、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化を以下のとおり計画的に推進する。(*1)

- ・ 原則として 1 日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上である旅客施設のすべてについて平成 22 年までにバリアフリー化。また、これ以外の旅客施設についても、地域の実情にかんがみ、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化。
- ・ 鉄道車両及び軌道車両の約 50%、バス車両の約 30%、船舶の約 50%、航空機の約 65%について平成 22 年までにバリアフリー化。
- ・ 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路及びすべての当該道路における信号機等について平成 22 年までにバリアフリー化。
- ・ 都市公園における園路及び広場の約 45%、駐車場の約 35%、便所の約 30%について平成 22 年までにバリアフリー化。(*2)
- ・ 特定路外駐車場の約 40%について平成 22 年までにバリアフリー化。
- ・ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物の約 50%について平成 22 年までにバリアフリー化。(*3)

(*1) バリアフリー化：旅客施設及び道路については、原則として段差の解消、視覚障害者誘導ブロックの整備等がなされたもの。バス車両については、ノンステップバスの導入。都市公園については、園路等の段差の解消、車いす使用者等が利用できる便所の整備等がなされたもの。駐車場については、車いす使用者用駐車施設の設置等がなされたもの。

(*2) 目標値については、各公園施設の設置された都市公園に対する割合。園路及び広場については、都

市公園の出入口、駐車場と主要な公園施設等との間の経路となるもの。

(*3) 不特定多数の者等が利用する一定の建築物：病院、劇場、ホテル、老人ホーム等不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物。

○ 体験型、交流型等の特色を有する新たな形態の旅行の開拓とその普及を進めるため、平成 19 年度に旅行商品の創出と流通を促進するデータベースを構築するとともに、円滑化のための方策を講じる。

○ 屋外広告物法の活用により各地方公共団体による違反屋外広告物の一斉パトロール等違反屋外広告物の是正対策を促進する。

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について、以下のとおり定めることとする。

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

(国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)

自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源といった新たな観光魅力の発掘や、これらを生かした観光体験プログラム等のコンテンツの充実、地域ブランドの振興、観光振興を担う人材の育成や域内外とのネットワーク強化のための交通アクセスの改善等の受入環境整備等、地域の民間組織や地方公共団体、観光関係者をはじめ、農林水産業関係者や地域住民等の関係者と幅広く連携して行う知恵と工夫に富んだ観光まちづくりの取組を強力に支援する。

また、以上のような観光まちづくりを持続可能なものとするため、観光案内や観光情報の発信に加え、その地ならではの土産品や旅行業の規制緩和等を生かした着地型旅行商品等の開発・販売等を行うなどの収益事業との一体的展開により、観光まちづくり推進主体の立ち上げを積極的に支援する。

こうした取組を奨励するとともに、これまで必ずしも観光に熱心でなかった地域も含め他の参考事例となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

(広域連携による観光振興の促進)

海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出するとともに、地域における集客力を相乗的に高めるためには、地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化することが重要である。現在、東北観光推進機構、中部広域観光推進協議会、九州観光推進機構等広域で観光を推進する体制が整備されており、これ以外の地域でもこうした体制整備に向けた動きが見られることから、テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等、市町村や都道府県域を越えて地域が連携して行う観光振興の取組を促進する。

（観光地域づくり人材の発掘と活用）

地域の取組を企画・演出し、必要な調整・合意形成を図る観光地域づくりの人材発掘とその活用を図るため、平成 19 年度から「観光地域プロデューサー」モデル事業を実施するなどの取組を促進する。

（地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出）

国内旅行市場の活性化とこれによる地域の活性化を図るためには、地元の観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出を促進することが重要である。そのため、平成 18 年度に全国 10 ブロックに設置した観光まちづくりアドバイザー会議による地域に対するコンサルティング（平成 18 年度は 17 地域を対象に実施し、平成 19 年度は 20 地域での実施を目指す）や地域と旅行会社との商談会（平成 18 年度は 1 回、平成 19 年度は 2 回開催予定）等、観光振興に取り組む地域と旅行会社のマッチングのための施策を推進する。

（宿泊産業における新たなサービスの提供）

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業が、個人・小グループ旅行の増大や旅行者ニーズの多様化等の環境変化や外国人旅行者のニーズに対応した新たなサービスの提供を促進する必要がある。

そのため、実証実験の実施などにより地域との連携による「泊食分離」等の新たなサービス提供のためのビジネスモデルの構築を図る（平成 18 年度は「泊食分離」等に係る実証実験を全国 8 地域で実施）とともに、その全国的な普及に取り組み、宿泊産業における新たなサービスの提供を推進する。

（観光・集客サービス、地域資源の活用への支援）

地域の観光・集客サービス産業において、観光旅行者のニーズや地域の観光資源の特性を踏まえて新サービスを提供する先導的な取組を支援する。

また、観光・集客サービス産業の競争力向上に向けて、広域的に幅広い関係者の参画を得て、差別化を可能とする独自の戦略を構築し、地域・業種横断的な総合的取組を推進する。このことにより、同時に、中小企業の観光・集客サービス化による高付加価値化を達

成するとともに、地域経済の活性化に貢献する。具体的には、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援する。

あわせて、地域の成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引書の策定を実施する。

観光資源等の地域の特徴ある産業資源（地域資源）は、商品・サービスの差別化・高付加価値化の有効な要素となり得るものであり、こうした地域の「強み」を生かした産業を形成・発展させていくため、地域資源を活用して、新たな商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援する。

（構造改革特区、地域再生の活用）

構造改革特区や地域再生の制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に資する取組を支援する。

宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備

（ホテル・旅館の整備）

地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成 23 年度までに 50%（平成 18 年度末：それぞれ 10%、11%）にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。

また、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。

（地域の自立・活性化の総合的支援）

広域観光振興等による地域の自立と活性化を図るため、都道府県が民間と連携して作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく広域的な経済活動を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面

での支援等を一体的に促進する。

（地域のまちづくりへの支援）

地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される、観光振興や観光交流促進等のまちづくりの目標に沿ったハード事業からソフト事業まで幅広い事業を支援する。

（個性あるまちづくりの推進）

地域活性化の核の形成や街並みを整備することにより地域の魅力の向上を図るため、土地区画整理事業の施行者と住民等が協力したまちづくり委員会等の設置・運営、地域の特性に応じた公共施設のグレードアップ等に支援を行い、地域独自の個性ある観光都市の形成を促進する。

（街なみ環境の整備）

住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業により、良好な街なみを形成して景観を改善する。平成 18 年度においては 155 地区を実施し、平成 19 年度においては 141 地区で街なみ環境整備事業を実施中である。

（都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業の推進）

駅周辺をはじめとした中心市街地等において、地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、広場等の公共施設の整備を行うことにより、観光地にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図る。

（景観に配慮した道路整備の推進）

道路は周囲と一体となって景観を形成していることをかんがみ、住民と連携しつつ周辺景観と調和した防護柵の設置や道路緑化等の景観に配慮した道路整備を推進する。

（道を舞台にした美しい国土景観の形成）

多様な主体による協働のもと、道を舞台に景観・自然・歴史・文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動（日本

風景街道等）を促し、人々の交流の拡大等を通じて、地域活性化や観光振興を推進する。

（道路空間の有効活用等の社会実験の実施）

観光を生かした地域づくりを支援するための道路空間の有効活用等、既存制度の大幅な見直しを伴う、先進的または斬新な道路の施策を本格実施に移行するに当たり、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して社会実験として試行し、評価を行う。

（河川空間等の活用のための取組）

船着場、水辺プラザ等の地域の交流拠点、河川沿いの散策路の整備等により、舟運、オープンカフェ、イベント等の川を活用したにぎわいのある水辺空間を創出する、かわまちづくりを推進する。

また、河川周辺におけるレクリエーションを促進するため、河川敷等を公園、緑地等に利用するための諸施設やカヌーポートの整備を行う。

ダム湖周辺においては、ダム湖及びその周辺を安全で楽しく利用できる憩いの場として提供するための散策路、展望広場等の整備を行う。

（都市内の水路等の保全・再生）

都市の中の水路は観光資源としても大きな可能性を有しており、観光資源となる水路を保全・再生し、魅力ある観光地の形成を図る。

水路の保全・再生に当たっては、地下浸出水や下水再生水等の未活用水源の利用を推進するとともに、地方公共団体や地域住民等の協議会等により水路の保全・再生を図るための地域の取組を支援する。

（無電柱化の推進）

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興、地域活性化等の観点から、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民）が三位一体となった密接な協力のもと、これまでの幹線道路に加え新たに主要な非幹線道路も対象として、より一層の無電柱化を積極的に推進する。

(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発

(文化財の保存・活用)

国民的財産である文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)は我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、重要な観光資源ともなるものである。このため、こうした文化財について国と地方公共団体、所有者、国民が一体となって保存修理や整備等に取り組むことにより、文化財を災害や衰退の危機等から保護して次世代に継承していくとともに、積極的な公開・活用を行っていく。

特に、国民共有の財産であり、地域の歴史的・文化的シンボルである史跡等について、城の石垣などの修理といった保存のための整備、建物復元・遺構の露出展示やガイダンス施設の設置といった整備を行い、その魅力を高めていく。

(世界文化遺産の保護)

世界遺産への文化遺産の登録は、海外へ日本文化を発信するとともに、我が国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心を培い、また、文化財の次世代への継承を促すことにつながる。このため、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年締結)に基づき、登録推薦の推進、登録後の文化遺産の適切な保護、世界遺産に係る正確な理解の促進、条約の精神の普及啓発を行う。

(ナショナルトラスト運動の推進)

国民的財産として後世に継承すべき産業・文化遺産や自然等の観光資源を保存・活用するため、現在、財団法人日本ナショナルトラスト、社団法人日本ナショナル・トラスト協会、全国近代化遺産活用連絡協議会等の全国団体や地域の団体等が全国各地でナショナルトラスト運動を展開している。こうした民間レベルの運動は、政府や地方公共団体の取組を補完するとともに、観光資源を大切にする意識を醸成するためにも重要であり、地域の人々や企業の資金協力も含めた参加を得て、適切な保全策を講じつつ、これまで以上に公開や利用に力点を置いた活動を奨励する。

歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

（歴史的風土の保存による魅力ある国づくりの推進）

古都を始めとする歴史的風土は、我が国を代表する歴史的文化的資産であり、国民の国土愛の高揚、文化の向上発展に寄与するとともに、我が国の歴史、文化、伝統を海外からの観光旅行者に伝えるための極めて重要な観光資源であることから、これの消失・質的低下の防止と、将来への確実な保存・継承のため一度失われると再生不可能な歴史的風土の適切な保存・活用を図る。

（地域の観光の拠点となる都市公園の整備の推進）

歴史的・文化的資産と一体となった公園は地域の重要な観光インフラであることから、史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進することにより、地域の魅力向上を図る。

（歴史的・文化的価値を持つ道路の保存・活用）

歴史上重要な幹線道路として利用され、特に重要な歴史的・文化的価値を持つ道路を対象に選定した「歴史国道」について、その保存、復元及び活用を図り、あわせて地域からの情報発信を行うことにより、歴史文化を軸とした魅力的な地域づくりを図る。

優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発

（優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進）

優れた自然の風景地には、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁など、我が国の豊かで貴重な自然環境が多く含まれている。これらは重要な観光資源でもあることから、その保全を図るとともに、適正に利用される必要がある。このため、自然保護思想の普及や自然公園、世界自然遺産の保護管理を推進すること等により、自然環境の保全及び野生生物の保護に取り組むとともに、こうした自然観光資源や明瞭な四季、雪、流水等の国内外の人々を魅了する我が国固有の美しい自然を生かし、地域住民等と行政が連携することにより、観光地としても魅力的な地域づくりを推進する。

（自転車の活用）

大規模自転車道の整備を行うとともに、川の親水施設、港湾緑地等とサイクリングロードの連携を始め、自転車と他の交通機関の連

携を強化する各種施策を総合的に推進することにより、サイクリングツアーを振興し、地域の特性を活かした魅力ある観光地の形成を図る。

（快適な散策ネットワークの整備）

ウォーキングに適するよう、歩きやすさや周囲の景観に十分配慮した路面、簡易な休憩施設、案内標識等を地方公共団体が整備する場合、公園や河川・砂防施設と連携して各種道路施設の整備を支援する。

良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発

（良好な景観の形成）

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、観光交流人口の拡大を生む地域固有の資源である良好な景観の形成を図ることが重要な課題となる。そこで、地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援する。

また、重要文化的景観の選定を行うとともに、重要文化的景観の構成要素となる物件の修理・修景等、保存・活用のために必要な措置に対し支援する。

（都市における緑地の保全及び緑化の推進）

都市部における緑地は都市の美観や風致を増すのみならず、地域の伝承や風俗習慣と結びついて、伝統的・文化的意義を有するものも多いことから、都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進し、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する。

温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

（温泉の保護及び適正な利用の確保）

温泉は、古くから国民の療養、保養及び休養等に広く利用されてきている貴重な自然資源であり観光資源であるが、拡大する温泉利用が資源枯渇のおそれを増大させている可能性があることから、温泉の保護対策の充実を図るための調査研究等を推進する。

また、我が国が本格的な高齢社会を迎え、より一層温泉の利用が増加することが見込まれることや、多様化する国民のニーズに対応

するため、利用者が好みの温泉の種類や温泉地を容易に選択できるよう、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむための施策を展開する。

（文化観光の推進）

文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。そのため、平成 17 年度、18 年度に引き続き外国人留学生等の参加を得て、文化観光モデルツアー等を実施し、外国人に日本の歴史、伝統といった今に生きる文化的な要素を分かりやすく解説するための手法を検討・普及するとともに、日本文化理解の一助ともなる外国人等によるガイドブックの刊行等について情報提供等の支援を行う。

（地域の伝統芸能等の活用）

財団法人地域伝統芸能活用センターによる「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催や地域伝統芸能の海外公演を通じた訪日観光プロモーション事業（平成 16 年度以降、韓国、中国、台湾、オーストラリアの延べ 10 都市において開催）等により地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を活用した取組が進められているが、今後もこれらの活動を推進する。

（高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への支援）

舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対して支援するとともに、我が国のトップレベルの芸術団体と各地にある中核的な劇場が各々持てる力を結集し、共同で制作する舞台芸術公演に対して、公演の制作等を支援する。

（舞台芸術の総合センターの充実）

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、演劇等の現代舞台芸術を広く国民に提供するため、国立劇場及び新国立劇場における公演の内容を充実するとともに、そのために必要な取組を推進する。

（伝統文化の保存・活用）

次世代を担う子どもたちに対し、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を体験・修得できる機会を提供する。また、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を守るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援するとともに、全国民俗芸能大会等を開催し、国民の理解と関心を深め、各地における保存・伝承活動の活性化を推進する。

（国民の各種文化活動の発表、競演、交流の場の提供）

国民の文化活動への参加意欲に応えとともに、国民の文化活動の水準を高めるため、国民が行っている各種の文化活動を全国的規模で発表、競演、交流する場を設ける。

（和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化）

我が国への外客誘致を行う上で、新たに、外国人富裕層（ラグジュアリー層）をターゲットとして誘致するビジネスモデルを構築するため、ラグジュアリー層向けのプロモーション、ラグジュアリー層受け入れのための華道・能・蒔絵等の本物の「和」のコンテンツのネットワーク化などの取組を推進する。

（産業観光の推進）

産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業等を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。

このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。

(みなとに係る施設等の整備の推進)

港湾について、人流・物流の交流拠点としての機能に加え、周辺に運河や倉庫群が数多く残されていること、海の親水性のある港湾緑地が存在すること等の魅力を生かしつつ、港湾の施設整備などのハード施策やみなとオアシスの指定や海・みなとに関する様々な文献の活用等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。みなとオアシスについては、平成 18 年度までに 27 港において登録を行っており、引き続き全国展開を推進していく。

(日本映画・映像の振興及び情報発信)

魅力ある日本映画・映像の創造を支援し、日本映画・映像の国内外への流通の促進、映画・映像人材の育成と普及等を図り、日本映画・映像の振興を総合的に進める。

(離島地域における観光振興)

離島地域は、地理的・自然的条件から多様な自然・文化資源を有することから、これらの観光資源の活用や地域のポテンシャルを十分に引き出し、海洋性気候等恵まれた自然環境を活用した保養・療養活動(アイランドセラピー) 体験滞在型余暇活動の推進等の促進を図ること等により、交流・連携を促進する。

(半島地域における観光振興)

半島地域は、地理的・自然的特性から、優れた自然景観と海・里・山の多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。

(豪雪地帯における観光振興)

豪雪地帯においては、毎年の恒常的な降積雪に対し、雪害の防除に加えて、雪のもたらす各種資源の利活用による地域経済の発展と住民生活の向上を図ることが重要である。

このため、雪国の多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価とともに、冬季利用に配慮した施設の整備等、雪国の特性を生かした観光・レクリエーションの振興等による多様な交流を促進する。

（大都市圏における自然環境保全）

都市化の進展により自然環境が減少・荒廃し続けている大都市圏において、関係機関が連携した施策展開によるまとまりある自然環境の保全・再生・創出の取組を推進することで、地域住民だけでなく広く圏域住民が自然とふれあい、うるおいを享受できる自然環境の形成を図る。

（総合保養地域の整備と既存施設の活用）

定年後の田舎暮らしや二地域居住などが注目される中で、その活動の受け皿として大きな役割を持つと考えられる、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設等の整備・既存施設のリニューアルを推進するとともに、地域の資源を活用した独自の魅力の向上、地域の他の施設・機能との連携の強化、施設の運営・経営や利活用の工夫、利用促進、人材の育成などのソフト面の充実やそれを生かした地域間交流の促進を図る。

（自然環境にやさしく美しいみなとへの変革）

平成 18 年 3 月末までに 32 ケ所の港湾で干潟・藻場等の整備を行ったが、今後も親水性を高めるとともに良好な環境・景観を創造するため、汚泥浚渫等による水質・底質の改善、干潟・藻場等の積極的な保全・再生・創出並びに海浜及び緑地の整備を推進する。

（海洋性レクリエーションの振興）

平成 18 年度は 13 ケ所の港湾でボートパークの整備を行ったが、今後もプレジャーボートの活動拠点となる小型船舶の簡易な係留・保管施設の整備を推進するとともに、船舶等の放置等禁止区域の指定を促進し、公共水域の適正な利用促進を図ることにより、海洋を観光資源として活用するレクリエーションの振興を支援する。

（マリンレジャーを活用した地域観光の振興）

マリンレジャーや地域活性化の拠点である「海の駅」の設置支援及びネットワーク化を推進し、レンタルボート、チャータークルーズ等の幅広いマリンレジャーの体験機会を創出する。また、地方公共団体や地元観光事業者等との連携による地域の特性を活かしたイベントの開催や観光情報の提供を促進する。

(美しい風景の撮影スポットの近傍の駐車場に関する情報提供)

安全・快適に駐車できる駐車場と美しい風景の撮影スポットについて、当該駐車場の利用促進や国民への情報提供実施のため、安全な駐車場の整備を行うとともに、撮影スポットに係る情報を発信する。

(観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用)

汚濁が著しい河川の底泥浚渫や浄化用水の導入による水質改善、多自然川づくりの推進等により良好な河川空間を保全・創出する。

(水辺における環境学習・自然体験活動の推進)

水辺に近づきやすくする河岸を整備するとともに、学習プログラムの紹介等の水辺での活動に対する支援を行い、身近な水辺における環境学習・自然体験活動を推進する。

(海辺の環境教育の推進)

みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。

(中小企業による地域資源の活用支援)【再掲】

観光資源等の地域の特徴ある産業資源(地域資源)は、商品・サービスの差別化・高付加価値化の有効な要素となり得るものであり、こうした地域の「強み」を生かした産業を形成・発展させていくため、地域資源を活用して、新たな商品・サービスを開発しその市場化に取り組む中小企業を総合的に支援する。

(構造改革特区、地域再生の活用)【再掲】

構造改革特区や地域再生の制度を活用して、地域の創意工夫を生かした魅力ある観光地づくりや、観光資源の活用に資する取組を支援する。

(三)観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

国際交通機関の整備

(国際拠点空港の整備等)

増加する訪日外国人旅行者を受け入れ、日本人の海外旅行を円滑

化するためには、国際航空路線数と便数を拡充させる必要がある。そのためには国際拠点空港の空港容量を拡大する必要があり、特に空港容量が逼迫しているために増便や新規乗入の要請に応えられていない首都圏において、切実な課題となっている。このため、成田空港の平行滑走路を平成 21 年度末までに 2,500m 化して発着容量を拡大させるとともに、羽田空港に新たに四本目の滑走路を平成 22 年 10 月末までに整備する。関西国際空港については、二本目の滑走路を整備し、完全 24 時間空港として活用を図る。

また、首都圏空港（成田空港・羽田空港）の容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。

（旅客ターミナルの整備）

国際拠点空港・港湾は、訪日外国人旅行者にとっては我が国に入国するための玄関に相当する施設であり、おもてなしの心で迎えるためには、旅客の快適性の確保に特に配慮する必要がある。このため、旅客ターミナル等の施設を充実させるとともに、両替や案内等のサービス機能の多様化・高度化を図る。また、地方空港の出入国管理体制を充実させる。

（航空保安システムの整備）

航空交通の安全確保を最優先としつつ、航空交通容量の拡大を図り、より多くの航空機の運航と観光旅行者の往来を可能とするため、新たな航空通信システム、航法システム、監視システムの確立を図る次世代航空保安システムの整備を推進するとともに、空港の就航率向上を図るため、I L S（計器着陸装置）の高カテゴリー化や双方向化等を推進する。

（航路の整備）

クルーズによる観光交流を振興するためには、クルーズ船を受け入れる環境を整備する必要があり、航路の開発、保全を行う。

国際交通機関に関連する施設の整備

（空港・港湾へのアクセス向上）

成田空港と都心部とのアクセス時間を、現行の 50 分台から 30 分台に大幅に短縮するためのアクセス鉄道を平成 22 年度までに整備するなど空港アクセス鉄道の整備を推進するほか、拠点的な空港・

港湾と高速道路等を結ぶ道路を整備するなど空港・港湾へのアクセスの向上を図る。

国内の幹線交通に係る施設の整備

(空港の整備)

羽田空港の四本目の滑走路を平成 22 年 10 月末までに整備して発着容量を拡大させる。また、既存施設の空港能力、利便性、安全性の向上を図る機能向上を実施することにより、国内航空ネットワークを拡充する。

(幹線鉄道の整備)

整備新幹線について、平成 16 年 12 月の政府・与党申合せに基づき、着工区間の着実な整備を推進するとともに、在来幹線鉄道の高速度を進め、高速鉄道ネットワークの拡充を通じて、観光旅行者の広域的な移動の高速化・円滑化を図る。

(高速道路の整備等)

観光地へのアクセスや観光地間の周遊の利便性を向上させることによって地域全体の魅力をより高めるため、観光地へのアクセスや地域間の交流・連携の強化を図る高速道路等の整備を推進する。

スマートインターチェンジ(ETC 専用 I C)を含めインターチェンジを既存の路線に追加するなどして、観光旅行者の利便性の向上を図る。また、平成 20 年度以降、高速道路料金の引下げによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講じることとしており、弾力的な料金の導入により、高速道路を観光旅行者にとって利用しやすいものとする。

国内の地域交通に係る施設の整備

(地域公共交通の活性化・再生)

観光振興の観点から、地域に来訪した観光客の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが極めて重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。

このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、

当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。

(鉄道等の整備)

既存の鉄道を結ぶ連絡線等の整備による都市鉄道の利便増進、交通機関相互の結節機能の向上、相互直通運転化による乗継負担の軽減やＬＲＴの整備等により、公共交通のネットワークの充実度を高め、外国人旅行者をはじめとする観光旅行者が円滑に移動できるようにする。また、都市圏毎に鉄道・バス等の各事業者間で相互利用可能な共通ＩＣカードシステムの導入の推進により公共交通ネットワークを観光利用者にとっても利用しやすいものとする。

(旅客ターミナルの整備)

離島をはじめとする各地域の玄関に相当する旅客船ターミナル等の施設を充実させるとともに、地域情報の提供や案内等のサービス機能の多様化・高度化を図る。

(地域内の道路の整備等)

観光の振興に寄与し地域の経済・社会を支える、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高速道路等に至る道路ネットワークの整備を推進する。また、一般道路において「休憩機能」「情報発信機能」「地域の連携機能」の３つを併せ持つとともに、それ自体が観光資源にもなる「道の駅」の整備を進める。

２．観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(一) 観光産業の国際競争力の強化

(地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出) 【再掲】

国内旅行市場の活性化とこれによる地域の活性化を図るためには、地元の観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出を促進することが重要である。そのため、平成 18 年度に全国 10 ブロックに設置した観光まちづくりアドバイザー会議による地域に対するコンサルティング（平成 18 年度は 17 地域を対象に実施し、平成 19 年度は 20 地域での実施を目指す）や地域と旅行会社との商談会（平成 18 年度は 1 回、平成 19 年度は

2 回開催予定)等、観光振興に取り組む地域と旅行会社のマッチングのための施策を推進する。

(旅行満足度調査等の実施)

旅行の楽しみを増進させるため、旅行満足度調査等を実施し、観光産業の国際競争力強化に活用する。

(宿泊産業の国際競争力の強化)

地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成 23 年度までに 50% (平成 18 年度末：それぞれ 10%、11%) にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。

また、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業が、個人・小グループ旅行の増大や旅行者ニーズの多様化等の環境変化や外国人旅行者のニーズに対応した新たなサービスの提供を促進する必要がある。そのため、実証実験の実施などにより地域との連携による「泊食分離」等の新たなサービス提供のためのビジネスモデルの構築を図る (平成 18 年度は「泊食分離」等に係る実証実験を全国 8 地域で実施) とともに、その全国的な普及に取り組み、宿泊産業における新たなサービスの提供を推進する。

さらに、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。

以上に加えて、宿泊施設に関する情報提供の充実や販売方法の改善、生産性の向上を推進し、国際競争力の強化を図る。

(二) 観光の振興に寄与する人材の育成

観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実

(観光関係学会や観光関係高等教育機関の充実)

観光産業の高度化を図るため、データの提供や助言等を通じて観光関係学会等の活動の充実を奨励するとともに、観光の振興に寄与

する人材を育成する高等教育機関における教育の充実を奨励する。

(インターンシップの活用)

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行えるインターンシップの観光関係高等教育機関における経験学生数は平成 18 年度は 599 人であったが、平成 18 年 1 月に設置した「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の場などを通じて、観光業界への受入を促進することにより、実践的で観光産業の中核を担いうる優秀な人材の育成を図る。

観光事業に従事する者の知識及び能力の向上

(観光マネジメントの強化)

国際競争力を備えた観光関連産業を担う人材、さらには魅力ある観光地づくりをマネジメントする人材などの育成のため、産学官が連携し、観光産業における経営マネジメント教育の体系化や経営者層、将来経営を担う者を対象にした教育機会の導入など、経営マネジメント教育を充実させるとともに、大学等において活用できるような教育プログラムを開発・改善する。

地方公共団体職員等についても、コンベンション誘致、景観形成、新事業創出、プロモーション、情報発信なども含めた魅力ある観光地づくりのための研修を充実させる。

また、観光案内所の職員をはじめとする観光事業従事者や善意通訳等を対象に訪日外国人対応レベルの向上を図る研修をこれまで 5,000 名以上実施してきたところであるが、今後はこのような取組とあいまって、関係業界と連携しながら、観光事業従事者の新たな技能評価システムの導入や資格制度の導入（平成 18 年度現在、4 業種 8 件）の奨励を行うことにより、観光事業従事者のインセンティブの向上や多様化する訪日外国人旅行者への接遇の向上を図る。

(ボランティアガイドの育成)

地域を訪れる観光旅行者に対して地域の案内や紹介に貢献するボランティアガイドに関しては、社団法人日本観光協会の「地域紹介観光ボランティアガイド活動の手引き」や「地域紹介観光ボランティアガイド運営活動マニュアル」の作成や平成 8 年度から毎年 1 回開催されている「地域紹介・観光ボランティアガイド全国大会」などのガイド技術の向上、ガイド相互の情報交換等に向けた取組が行

われているところである。今後も研修の充実などとあわせてボランティアガイドの育成に向けた取組を促すことにより、ボランティアガイドの数を平成 18 年の 31,301 人から平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とする。

(観光カリスマ塾の開催)

地域のリーダーとして観光地づくりに成功した「観光カリスマ」から、その取組内容の講義、活動現場の体験、受講生によるワークショップなどをセミナー形式で集中的に行う「観光カリスマ塾」を平成 16 年度から開催し、18 年度には 9 か所で開催しているが、19 年度も引き続き同程度開催し、地域の観光振興を担う人材を育成する。

(観光分野における女性の人材育成)

女性が活躍している観光事業の優良事例を収集し、広く普及すること等により、観光に携わる女性の人材育成を行う。

地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進

(学校における地域固有の文化、歴史等に関する教育の充実)

学校における地域固有の文化、歴史等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し観光に対する興味及び理解を早い段階から促す。

(伝統文化の保存・活用)【再掲】

次世代を担う子どもたちに対し、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を体験・修得できる機会を提供する。また、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を守るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援するとともに、全国民俗芸能大会等を開催し、国民の理解と関心を深め、各地における保存・伝承活動の活性化を推進する。

3．国際観光の振興

(一) 外国人観光旅客の来訪の促進

我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

(我が国の観光魅力の海外発信等)

我が国を訪れる外国人旅行者数を平成 22 年(2010 年)までに 1,000 万人とすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。

このための施策としてビジット・ジャパン・キャンペーンに取り組んできたところであるが、キャンペーンを開始した平成 15 年(2003 年)に 521 万人であった訪日外国人数は、平成 18 年(2006 年)には 733 万人まで着実に増加している。

このうち、台湾や韓国では訪日旅行者数とその国・地域への日本人訪問者数を上回る又は同程度となっており、このような状況は観光立国としての一つの証でもある。

引き続き、ビジット・ジャパン・キャンペーンを強力に推進し、我が国の観光の魅力を戦略的に海外に発信するとともに、我が国への魅力的な旅行商品の造成等を促進する。

また、これまでの単に外国人に訪日旅行体験を働きかける段階から、訪日旅行を定着させ、より訪日の頻度を高める段階に移行する過程にあることから、今後は、リピーター対策や個人旅行者対策を強化する観点も含め、外国人の嗜好・ニーズの変化を的確に把握することを目的として、市場ごとに、外国人の知恵・経験も活用した調査を行い、この調査結果に基づき、早期に新たなマーケット戦略を策定する。

さらに、市場の特性に対応した新たな観光魅力を発掘、発信するとともに、滞在型、体験型、広域周遊型といった多様な旅行形態の提案、これらを支える真にフレンドリーでオープンなハード及びソフトインフラの整備を推進し、官民一体となって満足度の高い旅行を提供する。

加えて、観光客誘致に向けて各国が積極的な取組を展開していることを踏まえ、我が国としても訪日観光需要の潜在力のある新興有望市場について、戦略的な市場調査を積極的に実施し、新たな観光需要の獲得に向けて、戦略的、計画的な取組を進めていく。

(国を挙げた日本ブランドの海外発信の促進)

日本の魅力を世界に向けて効果的に発信していくためには、関係

者が、日本の国としてのブランドについての認識を共有することが重要である。このような共通のブランディングを基礎として海外に対するプロモーション活動を、国を挙げて様々なレベルで推進する。

（海外拠点における情報発信の強化）

独立行政法人国際観光振興機構など海外における広報拠点のさらなる活用・充実を図り、インターネットを活用したマーケティング等に基づいて戦略的な情報発信を行うとともに、地域や産業界と協力しながら、多岐にわたる戦略的な情報発信を強化する。

（地域の魅力の海外発信等）

地方公共団体等の地域の関係者と連携して、地域の観光魅力の発信に取り組んできたことにより、そのような地域を訪問する外国人が増加している。外国人の地域への入り込みをさらに深く厚くして、交流人口を拡大するため、個性豊かな地域同士等が連携して相乗効果を生み出すネットワーク型観光商品の開発を積極的に進める等の発信内容の高度化や、個人の多様なニーズに対応するためのウェブサイトを活用等の発信方法の充実、さらには、広域観光協議会等を通して一元的な情報発信を行う等の広域的な取組の強化等を図る。

（大使・総領事公邸等を活用した観光プロモーション等の実施）

大使・総領事の公邸、広報文化センター等在外公館施設を、地方公共団体が実施する観光広報関連事業等においても活用することにより、相手国の政界、財界のハイレベル及び観光業界幹部の集客やこれら要人を含め相手国に幅広く地方公共団体の観光の魅力を宣伝し、現地における観光広報を強力に支援する。

（駐日各国大使等による我が国の魅力の発信）

駐日各国大使に各地方が誇る文化施設等の魅力を直接見聞してもらい、任期中・離任後を通じ我が国の魅力を各国に発信する。

また、各国要人来日の際の地方訪問を促進し、メディア等を通じた諸外国への魅力発信促進に資する。

（地域レベルの国際交流・国際協力の推進）

地域レベルの国際交流・国際協力を一層推進することを目的として、国際交流に携わる幅広い団体からの参加者を対象とした会議等

を開催する。

さらに、我が国の大使・総領事等が、一時帰国等の機会を利用して、任国・地域とゆかりのある我が国地方公共団体を訪問視察し、また、任国においても積極的に地方訪問し、我が国地域への観光誘致の取組との連携を強化する。

（芸術家・文化人等による文化発信の推進）

芸術家、文化人等、文化に携わる人々でそれぞれの専門分野により海外で講演、講習やデモンストレーションをしていただく方を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を展開する。

（日本文化に関する情報の総合発信）

現状では海外に向けて日本文化を効果的に情報発信する仕組みが十分とはいえないことから、日本文化の総合発信のためのサイト構築に向けて、調査研究等を行う。

また、日本古美術品等文化財の海外展を開催するなど、文化の国際交流を推進する。

（日本食・日本食材等の海外への情報発信）

農林水産物・食品の輸出額を平成 25 年までに 1 兆円規模にすることを目指し、重点的・戦略的なイベントの開催、日本食レストラン推奨計画との連携、在外公館が主催する会食等でオピニオンリーダー等に対し旬の高品質な日本食材を用いた日本料理を提供する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施、海外に在住し日本食・日本食材等の海外での紹介・普及等に多大に貢献してきた功労者に対する表彰、ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携等により、効果的な日本食・日本食材等の海外への情報発信を行う。

（ポップカルチャーに関する情報の発信）

国内外において若者を中心に興味・関心が高いアニメ、マンガ、映像等について、その発展や現状等に関して展示会等を通じて海外に情報発信するとともに、それらを学びたい、体感したいとするニーズに応えるため、これらのメディア芸術のための展示施設の充実を図る。

(和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化)【再掲】

我が国への外客誘致を行う上で、新たに、外国人富裕層（ラグジュアリー層）をターゲットとして誘致するビジネスモデルを構築するため、ラグジュアリー層向けのプロモーション、ラグジュアリー層受け入れのための華道・能・蒔絵等の本物の「和」のコンテンツのネットワーク化などの取組を推進する。

(国際放送による情報発信の強化)

我が国の文化、産業その他の実情を海外に紹介するため、平成 20 年度後半中に開始される新たな外国人向けの映像国際放送について、我が国の観光魅力を発信するメディアとして政府や関係団体が積極的に活用する等、具体的な取組を進める。

(独立行政法人国際観光振興機構の活動の充実)

独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光客の来訪促進の中核を担う我が国の政府観光局である。このため、観光宣伝活動や国際会議誘致活動の拠点となる海外観光宣伝事務所の積極的な活用とその活動の充実を図る。

国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供

(旅行費用に関する情報の提供)

割高といった声の多い我が国への旅行のイメージを改善するため、諸外国と我が国の物価を比較し、飲食店や宿泊施設等の価格の実態に係る情報を紹介する「Affordable Japan」パンフレットを 3 ヶ国語でそれぞれ作成し、海外への頒布を実施しているところであるが、適宜改訂版を作成する。

(公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)

公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させる。

外国人観光旅行者の利用の増加が見込まれる路線等については、外国人旅行者の利便を図るため外国語による案内表示等に関する計画策定が義務付けられたところである。平成 18 年度末には当該路線等において事業を営んでいる 243 の公共交通事業者等から提出が

あり、同計画に基づいて実施する、外国語表示可能な券売機の導入等の情報提供促進措置に対して支援を行う。

また、鉄道駅のナンバリングの導入を促すとともに、バスターミナルについては外国語による案内表示を行うものの割合をバスターミナル全体で平成 18 年度末の 20% から平成 23 年度末までに 30% に増やすよう取組を促す。

(I C カード・乗車船券の導入・共通化支援)

乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れな利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な共通 I C カードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。近年では、首都圏で S u i c a、P A S M O、近畿圏で P i T a P a といった共通 I C カードが導入され、I C カードの相互利用も進められているところであり、今後もこのような取組を促進していく。

国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

(国際会議等の誘致・開催)

今後 5 年以内に、主要な国際会議の開催件数を 5 割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国になることを目標に、国を挙げて国際会議の誘致・開催の促進に取り組む。具体的には、平成 17 年 (2005 年) に 168 件であった国際会議の開催件数を、国、地方公共団体、学会、経済界等が一体となって国際会議の誘致・開催に取り組むことにより平成 23 年 (2011 年) に開催件数を 252 件以上とすることを旨とする。

また、我が国が「アジアと世界の架け橋」として役割を果たしていくため、国際会議のみならず、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市、インセンティブツアー等の誘致・開催にも積極的に取り組む。

このため国際会議等の誘致・開催推進のためのアクションプランを策定し、国を挙げた誘致・開催推進体制の整備、誘致活動や開催・受入に対する支援等を行う。

(国際的な文化フォーラムの開催)

世界的に影響のある内外の著名な文化人・芸術家を招き、世界の文化動向の最新情報や文化を取り巻く課題に関する知見を講演・討論する場を提供する。

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

(査証発給手続の迅速化・円滑化)

二国間の人的交流促進の観点と、治安対策、出入国管理等の観点を総合的に踏まえつつ、査証発給手続の迅速化・円滑化を推進する。

(出入国手続の迅速化・円滑化)

観光立国の推進に資するため、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下とすることを目標に出入国手続の迅速化・円滑化を図る。

具体的には、事前旅客情報システム (A P I S) の効果的な活用や、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス (事前確認)」、入国審査の際、不審な旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査 (二次的審査)」などを実施する。

(観光マネジメントの強化)【再掲】

観光案内所の職員をはじめとする観光事業従事者や善意通訳等を対象に訪日外国人対応レベルの向上を図る研修をこれまで 5,000 名以上実施してきたところであるが、今後はこのような取組とあいまって、関係業界と連携しながら、観光事業従事者の新たな技能評価システムの導入や資格制度の導入 (平成 18 年度現在、4 業種 8 件) の奨励を行うことにより、観光事業従事者のインセンティブの向上や多様化する訪日外国人旅行者への接遇の向上を図る。

(通訳案内士制度の充実)

通訳案内士試験の海外での実施や平成 19 年度は 4 県で実施される各都道府県における地域限定通訳案内士試験の導入等により、平成 18 年は 10,241 人となっている通訳案内士の登録人数を地域限定通訳案内士を含めて平成 23 年度までに概ね 5 割増やして 15,000 人とする。

また、「通訳ガイドスキルアップ・プログラム」に沿った研修の普

及促進等により能力の向上を図る。

(ボランティアガイド等の普及・促進) 【一部再掲】

地域を訪れる観光旅行者に対して地域の案内や紹介に貢献するボランティアガイドに関しては、社団法人日本観光協会の「地域紹介観光ボランティアガイド活動の手引き」や「地域紹介観光ボランティアガイド運営活動マニュアル」の作成や平成 8 年度から毎年 1 回開催されている「地域紹介・観光ボランティアガイド全国大会」などのガイド技術の向上、ガイド相互の情報交換等に向けた取組が行われているところである。今後も研修の充実などとあわせてボランティアガイドの育成に向けた取組を促すことにより、ボランティアガイドの数を平成 18 年の 31,301 人から平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とする。

また、電話等による通訳案内等の外国人に対する観光案内サービスの充実を支援する。

(自動車による観光のための環境整備)

タクシーにおいては車内電話を活用した通訳サービスの導入等を、レンタカーにおいては外国語で案内するカーナビゲーションの導入等を進め、外国人旅行者への対応を図る。

(航空自由化 (アジア・オープンスカイ) による戦略的な国際航空ネットワークの構築)

アジア各国との国際航空ネットワークの構築は、地域経済の活性化や消費者の利便性向上などの上で重要な課題である。

これまでの航空政策を大転換し、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的に遜色のない航空自由化 (アジア・オープンスカイ) を、スピード感を持って戦略的に推進する。

具体的には、関西国際空港・中部国際空港は、我が国を代表する国際拠点空港として、ふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう、アジア各国との間で互いに、旅客分野、貨物分野の双方について、事業会社、乗入地点、便数の制約をなくす「航空自由化」を二国間交渉により推進する。あわせて、国内空港とのネットワークの充実や機能分担等により、国際競争力の強化のための施策を推進する。

地方空港についても、観光振興等を推進するため、既に始まって

いる自由化交渉を加速化するとともに、交渉妥結前でも、路線開設や増便等を暫定的に認める。安全の確認、C I Q、自衛隊等との調整を除き、実質的には届出化を図る。あわせて、定期便の前段階である国際旅客チャーター便を積極的に促進する。

首都圏空港については当面、戦略的に活用するとともに、将来の容量拡大等をにらみ、さらに自由化について検討する。

まず、中国をはじめとするアジアの各国との自由化交渉を推進する。(アジアを優先)

(羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の 24 時間化)

大都市圏国際空港は、国内航空ネットワークを海外に繋げる重要な結節点。現在は低調な深夜早朝利用を促進し(24 時間化)、国際空港として、最大限有効活用する。

首都圏の国際空港については、現在進めている再拡張事業の完成前でも、国際化を推進する。

具体的には、首都圏で唯一、深夜早朝利用可能な羽田空港において、欧米便を含む国際チャーター便(定期的なものも含む)を積極的に推進するとともに、新たに特定時間帯(余裕のある 20:30-23:00 の出発、6:00-8:30 の到着の時間帯)についても、国際チャーター便実現のための協議を開始する。あわせて、深夜早朝のアクセスの改善等、24 時間フル活用に向けての可能な限りの施策を推進する。

加えて、昼間の発着枠についても拡大等を図り、上海虹橋とのチャーター便、北京オリンピック期間中の国際臨時チャーター便等を実現する。新国際線ターミナルと国内線ターミナルの間の乗り継ぎの利便性にできる限り配慮する。あわせて、暫定国際線ターミナルの拡張、C I Q体制の強化、羽田 - 関空 - 海外の路線展開と乗り継ぎ利便の改善を推進する。

また、平成 22 年(2010 年)に、再拡張事業等により、国際化に積極的に対応する。増大する成田空港(年 2 万回増加)・羽田空港(年 3 万回増加)の発着枠については、両空港のアクセス改善等を図りつつ、国内輸送と国際輸送を円滑に繋げ、戦略的・一体的に活用し、国際ネットワークを拡充する。

羽田空港については、昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を 3 万回就航させる。路線については、これまでの路線の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田空港にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。あわせて、深

夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便も含めた国際定期便の就航（欧米便も可能）を推進する。

（農山漁村での外国人が快適に観光できる環境の整備）

農山漁村に理解のある在留外国人を活用しつつ、外国人旅行者の農山漁村の受入地域の育成や人材バンクの整備等を図る。

（博物館・美術館等における外国人への対応の促進）

国、独立行政法人等、都道府県立の博物館・美術館における外国人向け案内の整備状況は、現状では５割程度であり、その多言語化の向上を図るほか、博物館・美術館紹介パンフレットやホームページを多言語で作成し、案内所において多言語で対応するなど、外国人にも分かりやすい情報の提供を行う。また、外国人向け観光情報誌に、館の紹介・展覧会情報等を掲載するなど、地元の地方公共団体の観光関係部局、観光協会等と連携して情報発信等の充実を図る。さらに、国立博物館所蔵の国宝を閲覧できるデジタル高精細・画像システムにおいて、多言語による紹介を行う。

（伝統芸能における外国人への対応の促進）

一般向けに日本の伝統芸能を紹介する観点から平成 18 年度に３種類の英文パンフレットを作成したところであるが、これらの多言語化を含め、さらにその内容・種類を充実する。また、国立劇場、国立能楽堂等において、日本の伝統芸能を外国語で解説するイヤホンガイドや座席字幕表示システム等の導入が進んでおり、こうした動きをさらに推進する。

（国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供）

我が国の国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページや、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットの充実を図るとともに、外国語版を作成し、国外に向けた情報発信を推進する。

また、国立・国定公園等における公園利用施設の整備にあたり、外国人に向けたインフォメーション機能の強化を図るため、国直轄のビジターセンターの展示全てを多言語表示対応とするとともに、外国語表記の誘導標識・案内標識の整備等への支援を行う。

(ホテル・旅館の整備) 【再掲】

地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信設備の導入率を平成 23 年度までに 50% (平成 18 年度末：それぞれ 10%、11%) にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。

また、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。

(二) 国際相互交流の促進

外国政府との協力の推進

(日中韓三国間の観光交流と協力の強化)

21 世紀の東アジア大交流時代の到来に当たり、日中韓三国が、互いの文化・伝統を尊重しつつ、三国間域内外の観光交流の拡大とそれに向けた協力を強化していくため、平成 18 年 7 月に日中韓観光大臣会合が設置され、今後も毎年、三国の持ち回りで開催することとされている。この会合において合意される取組を日中韓三国が連携協力して着実に実施することにより、日中韓三国域内外の観光交流の一層の拡大を図る。

第 1 回目の日中韓観光大臣会合において合意された北海道宣言については、これに基づいて日中韓三国域内外の観光交流の拡大を中国、韓国とともに推進し、平成 17 年 (2005 年) に 1,200 万人であった域内の交流人口を平成 22 年 (2010 年) に 1,700 万人以上とする。

(二国間の観光交流の取組の推進)

日中間の「2007 年の交流人口 500 万人」、日印間の「2010 年の交流人口を倍増の 30 万人、2015 年を 3 倍増の 50 万人」等の数値目標の設定や、佳節を活用した二国間の観光交流事業の実施、観光見本市への相互出展、さらには、平成 19 年にはタイ、インド、カナダとの間で設定されている観光交流年を毎年 2 件程度設定すること等を通じ、二国間の連携協力を強化し、観光交流の拡大に積極的に取り

組む。

(国際機関等への協力を通じた国際観光促進)

世界観光機関 (U N W T O)、経済協力開発機構 (O E C D) 等の国際機関及びアジア太平洋経済協力 (A P E C) 等の国際協力枠組みにおいて行われる活動及び事業への協力を行っていく。

(開発途上国等の観光振興に対する協力)

開発途上国等に対して、独立行政法人国際協力機構等を通じ、観光振興を行うに当たって必要となる情報提供や提言を行うなどの協力を、相手国のニーズ、援助の効果等を勘案しつつ実施していく。

我が国と外国との間における地域間の交流の促進

(日本人の海外旅行の促進)

日本人の海外旅行の促進は、国際相互理解を増進し政府間の外交を補完すること、海外旅行経験が国際感覚や語学力の向上の契機となり我が国の国際競争力の基盤強化に資することに加え、開発途上国等の観光開発を促進しその発展に貢献する面もあるなど、高い意義を有している。しかしながら、日本人海外旅行者数は戦後ほぼ一貫して増加してきたものの、出国率 (出国者数 / 人口) は、約 13 % と G 8 中の最下位であり、また、近隣の台湾 (約 34 %) も下回っている。

このような状況を改善するため、日本人海外旅行者数を平成 22 年度までに 2,000 万人とすることを目標として、官民一体となった取組を計画的に推進する。

具体的には、官民ミッションの派遣による実地調査等による戦略的なディスティネーションの開発、地方空港発の国際チャーター便の活性化やプロモーションの強化、周年事業の活用等による環境の整備、渡航情報の適時適切な提供等による安全・安心の確保と質の向上、及びクルーズ旅行の振興等による魅力の向上といった施策に取り組む。

(姉妹・友好都市提携の活用)

姉妹・友好都市提携に基づく国際交流には、住民が参加できる機会も多く、パブリック・ディプロマシーの一助となるものとして大変重要である。また、文化、スポーツ等の様々な分野における交流

事業の契機となるほか、姉妹・友好都市の市民にそれぞれの地域の魅力を見つめ直す機会を与えてくれるものである。これらを踏まえ、姉妹・友好都市関係を生かした観光プロモーションなどによる交流の拡大を図る。また、駐日各国大使に各地方が誇る文化施設等の魅力を直接見聞してもらい、任期中・離任後を通じ我が国の魅力を各国に発信する契機とするとともに、地方公共団体長を始めとした地方有識者との相互交流の機会を提供することにより、姉妹・友好都市連携等推進の契機とする。

青少年による国際交流の促進

（訪日教育旅行の促進）

青少年の訪日旅行の形態である「訪日教育旅行」と総称される団体旅行は、若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解教育の推進や地域の活性化にも有益であるとともに、訪日教育旅行により我が国を訪れた青少年は、将来、リピーターとなり得る。

このため、我が国の学校等を訪れ、児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指すなど、平成 19 年 3 月現在で 30 の道府県で設立されている学校交流受け入れ促進のための訪日教育旅行促進協議会の活用や設立拡大等を通じて、受入体制の整備を積極的に推進し、訪日教育旅行の拡大を図る。

（ワーキング・ホリデーの活用）

二国間の取り決めにに基づき、各々の国が、相手国の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するためのワーキング・ホリデー制度について、人的交流の拡大と青少年の相互理解を促進するとの観点から、制度の運用についての情報提供等の支援、広報活動並びに利便性の向上に取り組むとともに、既存の導入国 8 ヶ国以外の諸国との間における新規導入についても検討を進める。

（ホームステイの促進）

政府が実施する各種若年層の交流プログラムにおいて、我が国の家庭におけるホームステイの受入先を募集するとともに、海外への情報発信を行い、ホームステイの促進に努める。

(海外の青少年との交流促進)

海外の青少年の長期招聘事業を実施するとともに、同事業で我が国に滞在中の青少年同士や日本人関係者との交流を図る。

また、アジアとの交流人口拡大の一環として、「21 世紀東アジア青少年大交流計画」の下で、東アジア首脳会議（E A S）参加（A S E A N、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）を中心に、今後 5 年間、毎年 6,000 人程度の青少年を日本に招くとともに、日本の青少年も東アジアに派遣する。

4 . 観光旅行の促進のための環境の整備

(一) 観光旅行の容易化及び円滑化

休暇の取得の促進

(休暇の取得の促進)

国内旅行の需要を喚起するため、休暇取得促進の方策等について、有識者及び関係省庁で検討を行うとともに、休暇取得の好事例の紹介、仕事と生活の調和に資する働き方の普及に向けた意識啓発等により、休暇取得の促進に向けた社会的な気運を高める。

また、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善を促進するため、労働時間等設定改善法に基づいて、中小企業・団体に対する指導、助成を実施する。また、労働基準法に基づく年次有給休暇の計画的付与制度は、平成 17 年現在 16.3%の企業が導入しているが、この制度を活用する企業数の一層の増加を図るなど、年次有給休暇の取得率の向上を図る。

観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和

(休暇取得の分散化)

一時期に集中する傾向のある休暇の分散化を推進するため、関係団体と協力しつつ、キャンペーンの実施等により「秋休み」の取得について、国民的な機運を高めるとともに、「秋休み」に合わせた各種旅行商品の販売促進活動等を支援していく。

また、三学期制以外の学期制を採用している学校は、平成 17 年度に小学校で 14.0%、中学校で 15.3% であるが、地域の独自性を生かした休日の設定、秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業等、小・中学校の休業の多様化と柔軟化を進める。

観光に係る消費者の利益の擁護

(旅行業務に関する取引の公正の維持等)

旅行業法に基づき、旅行取引に係る規制の遵守状況に関する監査を適時適切に実施することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。また、旅行業における電子商取引の増加等を踏まえ、平成 19 年度中にインターネットを利用した旅行取引に関する旅行業法の適用関係等を整理し、旅行者保護の一層の充実を図る。さらに、訪日外国人に係る医療体制の整備、日本人海外旅行に係る保険の充実等、旅行の安全・安心の確保や質の向上のための施策の検討を進める。

(表示の適正化)

観光分野において、一般消費者に誤認される表示が行われることのないよう、景品表示法を厳正に運用する。

観光の意義に対する国民の理解の増進

(国民全体の理解の増進)

国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るため、観光関係団体と協力しながら、「観光週間」を実施するなど、広く国民に対し積極的に広報活動を行い、国民全体の理解の増進を図る。また、国民的な運動を支援する。

(子供たち向けの教材の普及)

地域の魅力や観光の意義等に関する子供たちの理解を増進するため、現在 2 都道府県（宮崎県及び沖縄県）における小学校の授業で用いられているような教材の普及を促進する。

(社会教育の促進に資する資料の作成と活用)

観光やそれによる地域活性化についての理解を深めるための学習、ボランティアガイド等の社会参加活動を促進するため、学習活動の企画・運営の参考となる資料の作成とその活用を奨励する。

(観光関係の功労者の表彰)

観光の発展に係る取組について、発展に寄与した団体や個人の取組を称え、そうした取組について広く PR することにより国民の認識を深め普及推進を図る。また、平成 20 年度までに観光関係の功労

者に対する表彰制度を拡充し、特定の観光事業の枠を超えて地域の観光振興、経済発展等に貢献した者に対する表彰を行う。

(二) 観光旅行者に対する接遇の向上

接遇に関する教育の機会の提供

(ボランティアガイドの育成)【再掲】

地域を訪れる観光旅行者に対して地域の案内や紹介に貢献するボランティアガイドに関しては、社団法人日本観光協会の「地域紹介観光ボランティアガイド活動の手引き」や「地域紹介観光ボランティアガイド運営活動マニュアル」の作成や平成 8 年度から毎年 1 回開催されている「地域紹介・観光ボランティアガイド全国大会」などのガイド技術の向上、ガイド相互の情報交換等に向けた取組が行われているところである。今後も研修の充実などとあわせてボランティアガイドの育成に向けた取組を促すことにより、ボランティアガイドの数を平成 18 年の 31,301 人から平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とする。

旅行に関連する施設の整備

(観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)

公共交通機関や徒歩、自動車等によって移動する国内外の観光旅行者の多くが必要とする観光情報を現地において適切に提供するため、観光活性化標識ガイドラインに基づく観光地の案内表示の整備を促進するとともに、地域における観光案内所の機能高度化、インターネット通訳システムの導入、ICTを活用したナビゲーションシステムの整備等を支援する。また、外国人観光客に対応可能な案内所であるビジット・ジャパン案内所は、平成 18 年度末現在で 155 ヶ所あるが、外国人がまち歩きを楽しむことができる環境の一層の充実に向けて、ビジット・ジャパン案内所を平成 22 年度に倍の 300 ヶ所へと増加させることを目指す。

(ホテル・旅館の整備)【再掲】

地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、海外からの旅行者にとって諸外国と遜色のない利便性・快適性を有する宿泊施設の整備を促進する必要がある。そのため、外客ニーズの高い設備の導入等を促進するための措置を講じ、主要な宿泊施設における諸外国の映像国際放送受信設備、高速通信

設備の導入率を平成 23 年度までに 50%（平成 18 年度末：それぞれ 10%、11%）にするなどホテル・旅館の外客対応を推進する。

また、我が国の伝統と文化を守り「おもてなしの心」で内外の旅行者を受け入れるという重要な役割を担っている旅館業について、新たな旅行者ニーズに対応した設備投資のための資金の確保等、その経営基盤の強化・確立を図り、日本旅館の魅力の向上を促進する。

我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発

（産業観光の推進）【再掲】

産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業等を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。

このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。

（地域ブランドの振興）

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援するとともに、平成 17 年から実施している「ビジット・ジャパン・キャンペーン魅力ある日本のおみやげコンテスト」など地域資源に関する表彰制度の確立等により地域ブランドの振興を図る。

（日本映画・映像の振興及び情報発信）【再掲】

魅力ある日本映画・映像の創造を支援し、日本映画・映像の国内外への流通の促進、映画・映像人材の育成と普及等を図り、日本映画・映像の振興を総合的に進める。

(皇室関連施設の魅力の発信)

皇室関連施設について、その案内リーフレットの多言語化や説明表示を充実させるなどにより、我が国の皇室関連施設の観光資源としての魅力を発信する。

(三) 観光旅行者の利便の増進

高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上

(公共施設等のバリアフリー化)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき、旅客施設・車両等、道路、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。

具体的には、高齢者、障害者等の利便を考慮し、旅客施設のバリアフリー化、バリアフリー車両等の導入等の支援を行う。

道路では幅の広い歩道等の整備や歩道の段差解消・勾配の改善、電線類の地中化等の整備、視覚障害者誘導用ブロックやバリアフリー対応型信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備等のほか、鉄道駅等の周辺の道路等のバリアフリー化を推進する。

都市公園においては、主要な園路の段差・勾配の改善、車いす使用者も利用可能な駐車場やトイレの設置等を推進する。

宿泊施設・文化施設を含む建築物については、引き続きバリアフリー化を推進する。

なお、河川においても、水辺にアプローチしやすいスロープ、手摺り、緩傾斜堤防の整備等のバリアフリー化を推進する。

(ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)

ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光については、積極的に取り組んでいる地域もあるものの、移動制約者等の旅行の機会を拡大するためには、こうした取組を全国的に普及させていく必要があることから、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムの開発及び観光地のユニバーサルデザイン化を促進するための施策を推進する。平成 19 年度は、ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を定着させ柔軟に促進していくためのガイドラインを策定し、平成 20 年度はその普及・啓発を図る。

(地域公共交通の活性化・再生)【再掲】

観光振興の観点から、地域に来訪した観光客の地域内の移動手段として良質な公共交通を確保することが極めて重要である。便利で利用しやすい公共交通は観光地の魅力増大に貢献し、車両や輸送サービス自体が観光資源となる場合もあることから、地域公共交通の活性化・再生を図る必要がある。

このため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を積極的に活用し、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進する取組を総合的に支援していく。

(バスの利便性向上)

幅広い関係者の連携によるバス交通を中心としたまちづくりを行うオムニバスタウンについて、平成 19 年 3 月までに 12 都市を指定しており、今後も総合的な支援を実施する。また、バスロケーションシステムについては、平成 18 年 3 月現在 4,901 系統で導入されており、今後も普及促進を図るとともに、乗り継ぎ案内、運行情報が入手しやすくなるバス総合情報システムの高度化を進めること等により、バスの利便性の向上を図る。

(道路交通の円滑化)

道路ネットワークの整備やボトルネック解消策などの交通容量拡大策に加えて、車利用者の交通行動の変更を促す交通需要マネジメント施策の実施や、カーナビゲーションに道路交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の情報提供エリアの拡大、情報内容・精度の改善・充実により、道路交通の円滑化を図ることで、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図る。

(運賃等の割引等)

鉄道等各公共交通機関において、身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者及び療育手帳の交付を受けた知的障害者に対し運賃割引を実施しているところであるが、平成 18 年 10 月より精神障害者保健福祉手帳についても本人確認が容易な様式となったことから、同手帳の交付を受けた精神障害者に対する運賃割引について、各公共交通機関の理解と協力を求めている。

国営公園及び国立の文化施設においては、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている利用者に対する入園料等の減免措置を行う。

身体障害者等で歩行困難な者については、本人に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車規制からの除外措置の対象となるよう措置する。

(公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)【再掲】

公共交通機関については、「公共交通機関における外国語等による情報提供措置ガイドライン」等に基づいて空港、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルや車船内における案内表示を充実させる。

外国人観光旅行者の利用の増加が見込まれる路線等については、外国人旅行者の利便を図るため外国語による案内表示等に関する計画策定が義務付けられたところである。平成 18 年度末には当該路線等において事業を営んでいる 243 の公共交通事業者等から提出があり、同計画に基づいて実施する、外国語表示可能な券売機の導入等の情報提供促進措置に対して支援を行う。

また、鉄道駅のナンバリングの導入を促すとともに、バスターミナルについては外国語による案内表示を行うものの割合をバスターミナル全体で平成 18 年度末の 20% から平成 23 年度末までに 30% に増やすよう取組を促す。

(道路における案内表示の充実)

観光地へ至る経路上の道路における案内表示については、通り名での道案内方式の実施、ルート番号等を表示した案内標識の設置、多言語化やイラスト・写真の活用を進めて、外国人を始めとした地理に不案内な観光旅行者でも容易に読み取れるようにする。また、現地の道路事情に詳しくない者でも快適に走行できるよう、道路の幅やカーブの大きさなど、道路構造上の「走りやすさ」に関するデータのカーナビゲーションシステムへの取込みについて、官民共同で実用化に向けた検討を行う。

情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

(インターネットの活用)

観光案内、PR に活用される地図のほとんどが、国の機関や地方公共団体が作成した地図をベースにしたものであることから、当該

ベースとなる地図情報をインターネットにより国が一元的に配信することにより、観光に関する様々な地理空間情報の受送信を支援する。

また、外国人の宿泊に適した宿泊施設に関する情報をインターネット上で提供するサイトの掲載情報の充実と運営の改善を図るなど、外国人旅行者の広範な情報ニーズへ対応するためにインターネットの活用を推進する。

（文化遺産オンライン構想の推進）

文化遺産情報の入口となるホームページの整備及び運用、全国の博物館・美術館等における文化遺産オンラインの調査研究等を実施する。

（ＩＣカード・乗車船券の導入・共通化支援）【再掲】

乗車距離に応じて運賃が変動するバス運賃の支払いや、複数の鉄道を乗り継ぐ際の切符購入等は、観光旅行者や不慣れな利用者にとって大変煩雑であることから、利用者の利便向上、移動の円滑化及び旅行費用の低減化を図るため、各交通機関間で相互利用可能な共通ＩＣカードシステムや共通乗車船券の広域的な導入が効果的である。近年では、首都圏でＳｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯ、近畿圏でＰｉＴａＰａといった共通ＩＣカードが導入され、ＩＣカードの相互利用も進められているところであり、今後もこのような取組を促進していく。

（駐車場案内システムの整備）

地方公共団体の作成する計画に基づき、都市中心部の道路の附属物として、駐車場の位置や満空状態等の情報をドライバーに提供するシステムを整備し、駐車待ち車両や駐車場を探す自動車等を排除して道路交通の円滑化を図るとともに、観光旅行者等の地理不案内な来街者の利便性向上を図る。

（四）観光旅行の安全の確保

国内外の観光地における事故、災害等の発生に関する情報の提供

（気象情報の提供）

台風や高潮の情報等、提供する気象情報を高度化させるとともに

その充実を推進し、観光旅行者が必要に応じて安全かつ快適な旅行先と経路を選択できる環境を整えるとともに、旅行先で自然災害に遭遇した場合の適時・的確な対応を支援する。ホームページによる気象情報、地震・津波情報等を充実させるとともに、外国語での情報提供の充実に努める。台風情報について、平成 19 年度は進路予測の時間刻みを細かくしたところであるが、今後も引き続き台風進路の予測精度の向上等情報の高度化を推進する。

（火山情報の提供）

火山ハザードマップの作成・公表の支援や、噴火時の災害をできる限り軽減するための火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定、異常な土砂の動き等を監視・情報伝達するために必要な機器の設置等を推進する。

また、火山の多くは観光資源である一方、災害をもたらすおそれがあることから、観光旅行者の安全確保等を図るため、観光と関わりの深い火山の活動の監視及び火山情報の提供等を充実する。平成 19 年度以降、わかりやすい火山情報への改善を行うため、避難、避難準備、登山規制及び立入規制等の具体的な防災行動に結びつく新しい区分（レベル）の導入を推進する。

（河川情報の提供）

河川氾濫時の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成を促進するとともに、市街地に標識を整備し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を可能とする。また、インターネットや携帯電話によって雨量等の河川情報を提供する。

（避難体制の確立）

観光旅行者に対し、災害危険箇所及び避難場所・避難路等について周知する必要があるため、地方公共団体に要請して、事前に避難路及び避難計画を定めるとともに、避難場所等の安全性についての点検、観光旅行者等への迅速かつ確実な情報伝達及び十分余裕をもった避難の勧告・指示等避難誘導体制全般の整備促進を図り、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等の設置を進める。

（道路の災害情報の提供）

災害時における道路利用者の利便の向上及び安全で円滑な道路交

通の確保を目指し、道路情報板のほか、携帯端末等による道路の災害情報の提供を推進する。

(外国人観光旅行者等の災害被害軽減)

外国人観光旅行者が被災した場合は、最新で正確な情報をどのように伝達し、避難誘導を行うのが特に大きな課題となる。観光地における外国人観光旅行者等の安全確保方策を確立するため、災害時の事例や課題分析、対策の現状、取組事例等の調査検討等を行い、平成 19 年度に外国人を含む観光旅行者の災害対策ガイドラインを作成し、防災計画等への反映を図る。

また、ＩＣＴ等を活用した訪日外国人旅行者の安否を簡単かつ迅速に確認できるシステムの構築について検討を進める。

観光旅行における事故の発生の防止

(公共交通機関の安全対策の推進)

鉄道・自動車交通・海上交通・航空の各公共交通機関について、ハード面においては保安設備の整備、技術開発等の措置、ソフト面においては、ヒューマンエラー事故を防止するため、各公共交通事業者への運輸安全マネジメント評価及び保安監査の実施等の措置を講じ、引き続き旅行者の安全な輸送の確保を図る。

(道路交通の安全対策の推進)

行楽地を中心に必要に応じた交通規制、交通整理及び交通指導取締りの強化に努める。また、行楽期には、事前広報や臨時交通規制を実施するとともに、交通量の変動に対応した信号制御を行うほか、交通渋滞情報等の提供により迂回を促すなどして、行楽車両の適切な配分誘導に努める。

高速自動車国道等においても、交通安全施設の整備等事故防止に向けた交通安全対策を推進するとともに、付加車線の整備等による渋滞対策、道路交通情報提供装置の整備等利用者サービスの向上を推進する。

(道路の防災対策)

自然災害に対して安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の斜面对策や孤立を防ぐ生命線となるバイパスを整備するとともに、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強等を推進する。さら

に、雪崩予防柵の設置等の防雪事業や除雪事業等の雪寒対策により、安定した冬期の道路交通の確保を推進する。

（海上交通の安全対策の推進）

小型船舶について、酒酔い操縦や危険操縦の禁止、免許者の自己操縦及びライフジャケットの着用等の小型船舶に係る遵守事項等について、周知・啓発活動及びパトロール活動を行い、航行の安全確保を推進する。

マリンレジャーの安全推進のため、自己救命策確保のための広報活動等を推進する。

（宿泊施設の防火安全対策の推進）

防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度について、防火セーフティマーク等の活用も含め、周知・徹底を行い、点検報告の実施を促進し、これらの制度の着実な定着を図るとともに、消防法令違反のあるものに対して違反是正の徹底を促進する。

また、火災時の初動対応能力の向上、防火管理体制が手薄となる夜間の体制整備、高齢者等の災害時要援護者に対する火災安全対策等の推進を図り、実質的な防火安全体制の充実を促進する。

さらに、旅館、ホテル等については、建築物防災週間等の機会をとらえて防災査察を実施し、既存不適格建築物について改善指導に努めるとともに、一定規模以上の旅館、ホテル等に対しては建築基準法に基づき定期的に維持保全の状況について調査報告を求め、必要な改善指導を行い、防火・避難上の安全の確保を図る。

（海外における事故・事件への対応と安全対策）

海外で幅広い年齢層の日本人が安全に楽しく旅行できるよう、旅行業者、ホームページ等を通じて、旅行先の治安、テロ、災害、感染症等の多様な危険に関する最新情報、日本人が巻き込まれやすい犯罪等の傾向と対策等を、旅行者に対してより分かりやすく効果的に提供できるよう努め、海外における危機及び安全対策に関する知識の増進を図る。また、旅行中においても、海外の危険情報を迅速に旅行者に対して伝達するための措置を講じる。

万一、日本人が海外でトラブルに巻き込まれた場合には、トラブルの種類と状況を的確に把握し、必要に応じた可能な支援を迅速かつ適切に行えるよう支援体制を強化する。また、海外で自然災害等

が発生した場合の日本人の安否について、関係者が連携した迅速な確認のあり方について検討する。

（テロ対策の推進）

保安検査の実施等テロ対策に万全を期し、テロ事件による被害の発生を未然に防止することにより、人々の観光意欲が削がれることがないようにする。

（五）新たな観光旅行の分野の開拓

ニューツーリズムの創出・流通

（ニューツーリズム創出・流通の促進）

旅行者ニーズが多様化し、とりわけ地域独自の魅力を生かした体験型・交流型観光へのニーズが高まっており、新たな旅行需要の創出による地域の活性化等のため、地域密着型のニューツーリズムの促進は極めて重要である。

しかしながら、その促進のためには顧客ニーズの把握や旅行商品化に向けたノウハウの蓄積が必要である。また、ニューツーリズム旅行商品は大量規格商品を中心とした現在の旅行市場では流通しにくく、地域発の旅行商品と旅行者を結ぶ仕組みの構築が必要である。

そのため、平成 19 年度より、実証事業によるニューツーリズムの創出に関するニーズの把握・ノウハウの蓄積と普及やニューツーリズム旅行商品を創出する地域と旅行会社とのマッチングのためのデータベースの構築や活動など、ニューツーリズムの創出と流通を促進するための施策を推進する。

各ニューツーリズムの推進

（長期滞在型観光の推進）

長期滞在型観光は、団塊世代の大量退職時代を迎え国内旅行需要拡大や地域の活性化の起爆剤として期待されるものであるとともに、旅行者にとっては地域とのより深い交流により豊かな生活を実現するものであることから、その推進は極めて重要である。

そのため、平成 18 年度は九州の 5 地域において、先行的にモデル事業を実施したところ、滞在中に生じる様々な問題への対応を支援する体制の整備等の課題が明らかになった。

平成 19 年度からは、平成 18 年度の結果を踏まえ、実証事業の実施などにより、長期滞在型観光に対するニーズ把握や継続的に事業

活動を行えるようなビジネスモデルの構築を図りその普及を促進するとともに、ニューツーリズムの一つとして、その流通の促進に取り組み、長期滞在型観光を振興する。

（エコツーリズムの推進）

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光のあり方であり、地域の自然環境やそれと密接に関連する風俗慣習等の生活文化に係る資源を持続的に保全しつつ、新たな観光需要を掘り起こすことにより、地域の社会・経済の健全な発展に寄与し、ひいては環境と経済を持続的に両立させていくことにつながるものである。

ホエールウォッチングなど野生生物を観察するツアーや植林や清掃など環境保全のために実際に貢献をするボランティア的ツアーなどが、これに当たる。

エコツーリズムの普及・定着を図るため、エコツーリズムを推進するセミナーや特に優れた事例の表彰を行い、さらに自然学校のインストラクターやエコツアーガイドといった人材を育成するとともに、各地域においてエコツーリズムに取り組む体制づくりを支援する。

エコツーリズムについて理解を広め、また潜在需要を呼び起こすため、旅行に係る博覧会に出展するなど、エコツーリズムに係る普及啓発を行い、エコツアー等の総覧に相当するホームページのアクセス件数を平成 22 年までに平成 18 年度実績の 5 割増とすることを目指す。

（グリーン・ツーリズムの推進）

グリーン・ツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊、さらには食育などがこれに当たる。

グリーン・ツーリズムの提案・普及を図るため、良好な景観や歴史的風土に恵まれた農山漁村において、都市との交流の取組の中心となる人材の育成を支援するとともに、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市と農山漁村の出会いの場の設定や市民農園、交流拠点施設等の整備を推進する。

(文化観光の推進)【再掲】

文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。そのため、平成 17 年度、18 年度に引き続き外国人留学生等の参加を得て、文化観光モデルツアー等を実施し、外国人に日本の歴史、伝統といった今に生きる文化的な要素を分かりやすく解説するための手法を検討・普及するとともに、日本文化理解の一助ともなる外国人等によるガイドブックの刊行等について情報提供等の支援を行う。

(産業観光の推進)【再掲】

産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。産業や技術の歴史を伝承することや現場の技術に触れることは、当該産業等を生んだ文化を学ぶことであり、将来的な産業発展のためにも重要な要素である。

このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援するなどにより、こうした動きを一段と加速する。

(ヘルスツーリズムの推進)

ヘルスツーリズムとは、自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。

旅行の健康への効果・影響の医学的かつ実証的な解明を進めるとともに、それらを含めた旅行中の感染症等への医学的対応等について、一般旅行者や旅行業者の知識を向上させる。

(その他のニューツーリズムの推進)

ニューツーリズムの種類は、フラワーツーリズムやフィルムツーリズム等もあり、以上のものに限定されるものではないとの認識のもと、地域の特性を生かした参加型・体験型・学習型等その他の「ニューツーリズム」の創成・普及を促進していく。

(船旅の魅力向上の推進)

フェリー、離島航路等による「普段着の船旅」の魅力向上に向け、国、関係業界が一致協力して、船の認知度向上のための戦略的な情報発信や利用者ニーズにあった旅客商品の開発・販売などを促進する。

(都市と農山漁村の共生・対流の推進)

関係府省が一体となって施策を推進するとともに、共生・対流を推進する民間主体の組織の活動に対する支援等を通じて、都市と農山漁村の多様な主体と協調・連携した国民的な運動を推進する。

また、農林漁家民宿について規制緩和を進めてきたところであり、これを活用して農作業体験や食育教育などに係る新たなメニューやサービスを開発していく。

さらに、都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流への支援や、都道府県域を超えた広域的な連携の取組を実現するために必要な施設の整備、農山漁村地域において居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえた施設の整備等を総合的に推進する。

(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全

観光地における環境の保全

(エコツーリズムの推進)【再掲】

自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を生かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも役立つエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、旅行関係博覧会への出展等エコツーリズムに関する普及啓発、エコツーリズムマニュアルの改訂等エコツーリズムに関するノウハウ確立、エコツアーガイドなど人材の育成等について総合的に実施し、エコツアー等の総覧に相当するホームページのアクセス件数を平成 22 年までに平成 18 年度実績の 5 割増とすることを目指す。

（循環型社会の形成の推進）

市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。

（国立・国定公園の保護と利用の推進）

国立・国定公園の保護及び適正な利用を図るため、公園の区域や計画の見直しを行うとともに、自然公園法に基づき、良好な風致及び景観が損なわれないように必要な保護規制を行う。

また、国、地方公共団体、NPO、地元住民及び民間企業等の広範な関係者の協力体制による自然公園の保全管理を推進するとともに、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいの推進を図るため、環境にやさしく、安全、快適な散策路、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の整備を進める。その際、外国人に向けたインフォメーション機能の強化を図るため、外国語表記の誘導標識・案内標識の整備なども行う。

さらに、自然公園指導員やパークボランティアによる利用者への指導や自然解説への取組を推進するとともに、国立公園の見所、利用案内等を掲載したホームページや、国立公園や美しい自然を紹介したパンフレットの充実を図るとともに、外国語版を作成することや国直轄のビジターセンターの展示全てを多言語表示対応とするなど国内外に向けた情報発信を推進する。

（世界自然遺産地域の適正な保全管理）

屋久島、白神山地、知床の各自然遺産地域の管理を実施するとともに、自然環境や利用状況に関する調査研究、普及啓発を実施する。また、知床においては、普及啓発や保全管理の活動拠点となる施設の整備を行う。

また、新たな世界自然遺産の登録に向けた条件整備を関係機関と連携して進める。

（沿岸域の環境改善）

湾内に汚濁負荷が蓄積しやすく、赤潮や青潮が生じたり生息生物が減少するなど海域環境の悪化が問題となっている閉鎖性の高い海域（閉鎖性海域）において、下水処理施設の高度処理、合流式下水道改善、干潟・浅場等の整備を推進するなど、地方公共団体、地域

の住民とも連携し総合的な水質改善施策を講ずる。

(観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用)【再掲】

汚濁が著しい河川の底泥浚渫や浄化用水の導入による水質改善、多自然川づくりの推進等により良好な河川空間を保全・創出する。

(生活排水対策の推進)

下水道について、水質保全上重要な水域等への重点化、処理区の統合による広域化や低コストで早期の整備を可能とする新たな整備手法を導入するなどして、早急かつ効率的に普及促進を図る。また、下水道、集落排水施設、浄化槽等の污水处理施設の役割分担を定めた「都道府県構想」の見直しを通じて、地域の特性に応じた効率的な生活排水対策を推進する。

(廃棄物の不法投棄を防ぐ監視体制の強化等)

都道府県等では廃棄物の不法投棄防止のための監視体制を強化する目的で、専任職員の配置や警察職員の配置を行っているが、都道府県域を越えた事案についても早期に対応するため、情報共有・連絡調整を促進するとともに、不法投棄の早期発見・早期対応のため、都道府県等と不法投棄等に係る情報をリアルタイムで共有するために、オンラインのシステムの整備・活用を図る。また、迅速かつ厳格な行政処分を実施する。

(低公害バス・トラックの普及促進による観光地の環境の保全)

観光地で使用されるバスやトラックについては、CNGバス・トラック等の導入に対する支援を行うことにより、低公害車両の普及を促進させる。

観光地における良好な景観の保全

(景観法の活用促進、基本理念の普及啓発)

景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく良好な景観形成の推進を図るため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。

（観光地における屋外広告物に関する制度の充実）

平成 16 年 12 月に施行された改正屋外広告物法により、屋外広告業の登録制度の導入、簡易除却制度の対象の拡充及び景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の策定を可能としたところである。これらの制度を活用し、効果的な屋外広告物行政を推進するため、各地方公共団体による一斉パトロール等違反屋外広告物の是正対策を促進する。

（歴史・文化・風土を生かしたまちづくり支援）

歴史的環境整備地区を迂回する幹線道路の整備や地区内の観光交通と生活交通の分離等の道路の体系的整備、無電柱化の推進等、景観の保全とともに地域独自の歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。

（七）観光に関する統計の整備

（国民の観光に関する統計の整備）

平成 15 年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成 19 年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討を行い、平成 22 年から実施する。

また、日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成 22 年に共通基準での調査の実施を目指す。

（訪日外国人旅行者に関する統計の充実）

独立行政法人国際観光振興機構が昭和 50 年度から実施している「訪日外客訪問地調査」について、「宿泊旅行統計調査」との整合性を考慮しつつ、平成 20 年度に調査項目等の見直しを行う。

また、独立行政法人国際観光振興機構が平成 17 年度から実施している「訪日外客消費動向調査」について、日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」との整合性を考慮しつつ、平成 20 年度を目途に調査項目等の見直しを行う。

(T S A の導入)

観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことができるよう、国際的に導入が進みつつある「 T S A (Tourism Satellite Account) 」について、現在、我が国は試作段階にあるが、平成 22 年の本格的な導入に向けた検討を行う。

第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光立国の実現のため、

国は、必要な施策を総合的に策定・実施し、全体的な立場から地方公共団体や民間の取組を支援するトータルコーディネーター役を担うとともに、「日本ブランド」として我が国の魅力を発信して、外国人を我が国に惹きつけることとする。

地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の特性を生かした施策を策定・実施し、魅力ある観光地の形成を進める観光協会、NPOなど民間の活動を支援するとともに、これと一体となって観光旅行者を歓迎するまちづくりを推進するほか、その魅力を国内外に発信し、訪日外国人や国民の観光旅行を促進することとする。また、施策の効果的な実施を図るため、全国の又は一部の地方公共団体が共同で実施している広域的な連携協力や地域間の連携協力を引き続き推進することとする。

住民は、観光立国に対する理解を深めるとともに、「もてなしの心」を持って、国内外から来訪する観光旅行者を迎え、ホスピタリティーあふれる魅力ある観光地の形成に努力することとする。

観光事業者は、観光旅行者に地域と一体となった良質なサービスを提供し、人々を観光旅行に誘い、その満足度を高めることとする。また、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、魅力ある観光地の形成に貢献するよう努力することとする。

そして観光旅行者は、訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深めるよう努めることとし、それらを尊重することとする。また、持続的な観光の発展のため、観光資源・観光施設等や観光地の魅力を損ねることなく子々孫々まで永く保つよう努めることとし、いやくも落書きやゴミの放置をせず、多くの人々が共に観光旅行を楽しめるよう努めることとする。

また、観光振興によるまちづくりを進めるためには、地域を挙げた取組が必要不可欠であり、その担い手である地方公共団体、住民、観光事業者、観光協会、NPO等は相互に密接に連携・協力することとする。

2．政府が一体となった施策の推進

「1．多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」において述べたように、観光立国の実現のためには、幅広い分野にわたる取組が必要であることから、「観光立国関係閣僚会議」や「観光対策関係省庁連絡会議」の場を活用するなど関係省庁や独立行政法人国際観光振興機構等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、観光立国推進基本法制定時の国会における決議及び附帯決議と、政府を挙げた行政改革の取組の趣旨を踏まえつつ、観光立国推進施策の推進体制の強化について検討することとする。

3．施策の推進状況の点検と計画の見直し

この基本計画に基づく目標の達成状況及び施策の推進状況については、毎年度その点検を行う。

この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性にしたが、今後5年程度を見通して策定したものであるが、我が国内外の社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。

このため、本基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、目標の達成状況、施策の効果に関する評価の結果、観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね3年後を目途に見直しを行うものとする。

4．地域単位の計画の策定

観光立国の実現のためには、我が国国内のそれぞれの地域において、多様な関係者が議論を積み重ね、総合的かつ計画的な取組を進めていくことが重要である。

このため、この基本計画を踏まえ、各地域においても観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画を策定することが望まれる。

この地域単位の計画については、関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行うものとする。